

第1章 この計画ってどんなもの？

1 “地域福祉”とは

(1) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、年齢や障害の有無などにかかわらず、“地域に住む誰もが”、“地域の中で”、その人らしい生活を送れるよう、地域住民、ボランティア*用語、NPO*用語、事業者、市、社会福祉協議会*用語などが協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

地域福祉を進める上では、

- 個人や家族が解決（自助）、
 - 個人や家族で解決できない問題は市民同士やボランティア、NPO が解決（共助）、
 - 市民同士で解決できない問題は行政が解決（公助）、
- という、「自助」、「共助」、「公助」の考え方が重要となってきます。

■自助・共助・公助のイメージ

自助
個人や家族が解決



- 例えば…
- 近所の方へのあいさつ
 - 健康維持

共助
個人や家族で解決できない問題は市民同士やボランティア、NPO が解決



- 例えば…
- 見守り活動
 - 地域の交流
 - 助け合いの活動
 - ボランティア、市民活動

公助
市民同士で解決できない問題は行政が解決



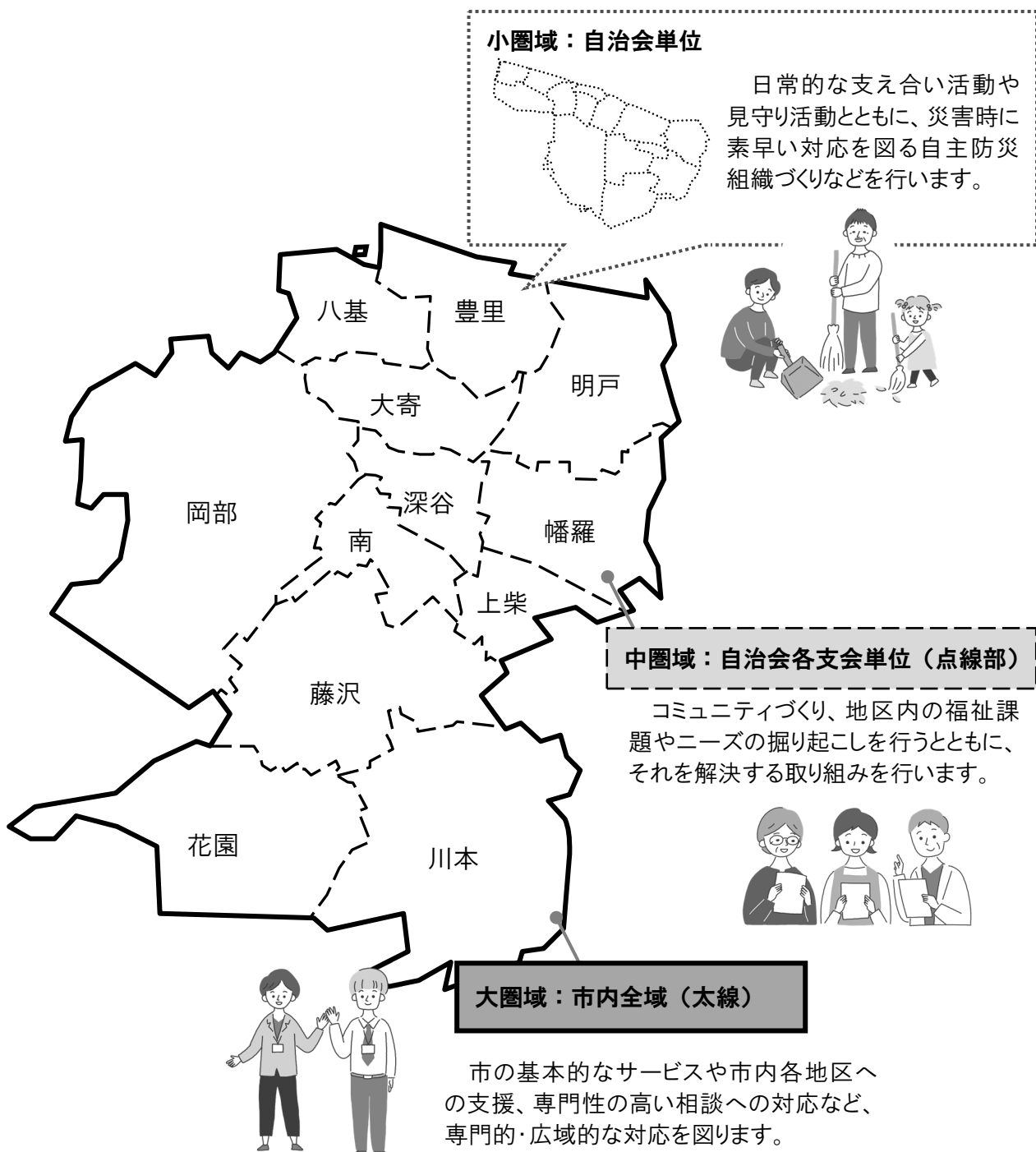
- 例えば…
- 児童福祉サービス
 - 高齢福祉サービス
 - 障害福祉サービス

(2) 地域福祉における「地域（圏域）」の考え方

地域福祉を進めていく上での「地域（圏域）」の捉え方は、地域の課題や取り組みの大きさにより、その時々で異なります。

下記のように市全体（大圏域）で取り組むこと、自治会の各支会単位（中圏域）で取り組むこと、各自治会（小圏域）で取り組むことなど、地域を重層的に捉えそれぞれのエリアにおいて効果的な活動を図ることが重要です。

■地域福祉の「地域（圏域）」の考え方のイメージ図



2 計画の目的

国では、平成 12（2000）年 6 月公布の社会福祉法改正で地域福祉計画の策定を規定して以降、平成 28（2016）年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の理念提示、平成 29（2017）年 6 月公布の社会福祉法一部改正における地域福祉計画策定の努力義務化などが進められました。

令和 2（2020）年 6 月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村の包括的な支援体制の構築の支援が明記され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

一方、少子高齢化^{*用語}と世帯の少人数化の進行、価値観の多様化、そして、新型コロナウイルス感染症の世界的流行（パンデミック）などの影響もあり、地域のつながりの希薄化が依然、課題となっています。また、ひきこもり、8050 問題^{*用語}、ヤングケアラー^{*用語}をはじめ、複雑化・複合化するニーズへの対応も重要な課題となっています。

深谷市・深谷市社会福祉協議会では、平成 22（2010）年に「深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」（第 1 次計画）を策定し、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会など、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、共に支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」の推進に取り組んできました。

令和 2（2020）年に策定した「第 3 次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」（第 3 次計画）は、計画期間の開始とともにコロナ禍の影響を受けました。一方で、福祉総合相談窓口の設置等、包括的支援体制の整備に向けた取り組みを進めてきました。

この度、第 3 次計画が令和 7（2025）年度をもって終期を迎えることから、これまでの市、社会福祉協議会の取り組みや、国・県の新たな方向性を踏まえ、「第 4 次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

3 計画の位置づけ

(1) 「地域福祉計画」(市が策定する行政計画)

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられ、市が策定する行政計画です。

「深谷市総合計画」の下位計画として位置づけられるほか、地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項について、関連する各分野別の福祉計画(深谷市障害者プラン、深谷市こども計画、深谷市高齢者福祉計画、介護保険事業計画(大里広域市町村圏組合))を横断的につなげる計画となっており、福祉以外の様々な分野(防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)についても関連事項を盛り込んだ計画となっています。

そのため、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、本市に暮らすすべての市民を対象とし、地域における福祉を推進するための基本計画となります。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき策定する、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画である「深谷市成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「深谷市再犯防止推進計画」を包含するものです。

(2) 「地域福祉活動計画」(社会福祉協議会が策定する民間計画)

地域福祉活動計画は、市民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく、「共助(住民活動)」の性格をより明確にした計画です。

この地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、市民主体の理念のもとに運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。(略称として、「社協」というときがあります。)

そのため、社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

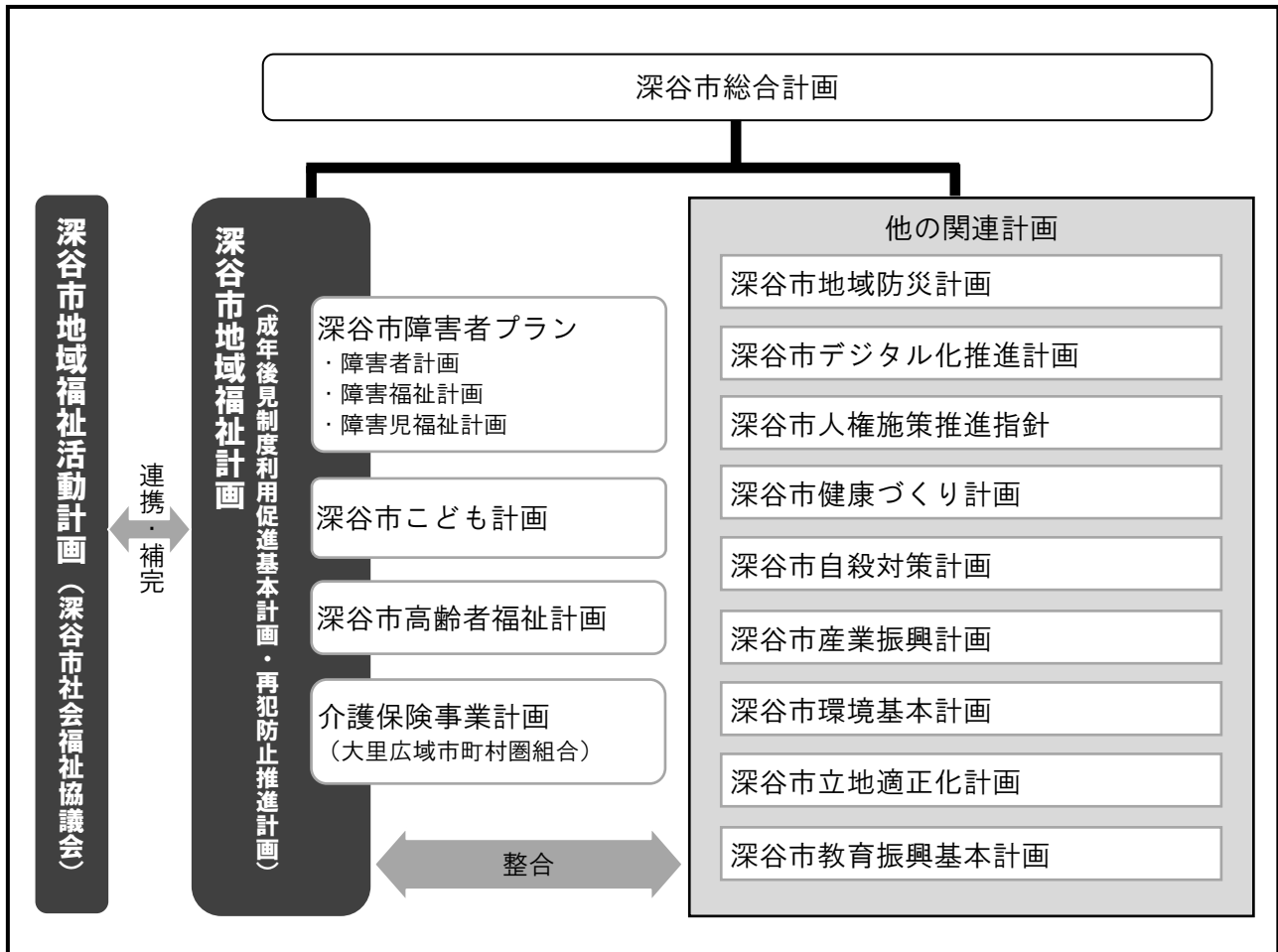
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念やしぐみをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動や行動のあり方を定める計画が、地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は地域福祉計画に基づき策定されるため、重複している部分が多いことから、市と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効率的と考え、第1次計画から一体的に策定した計画となっています。

また、本計画は、市民や地域、市役所などの行政機関、地域福祉活動を行う社会福祉協議会、団体等がこれから向かうべき方向性と役割について、市民の方にわかりやすくした計画となっています。

■計画の位置づけ



(4) SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標 エスディージーズ）は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指す国際的な目標です。我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。本市のまちづくりを進める上でも重要となる考え方であるとして、第2次深谷市総合計画において計画との関連性を示しています。

SDGsの理念「誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。

例えば、目標1の「貧困をなくそう」は、地域の生活困窮者への支援やこどもの貧困対策等に重なります。

また、目標3の「すべての人に健康と福祉を」は、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進するという、地域福祉が目指している姿と言えます。

そのため、本計画においても、こうしたSDGsの目標における取り組みを意識し、SDGsの達成に貢献していきます。



4 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6か年を計画期間とします。

	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)
第2次総合計画 後期基本計画						
第4次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画						
障害者プラン ・第5次障害者計画 ・第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画						
こども計画						
高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画						

5 計画の策定体制

本計画は、次のような過程を経て策定しました。

（1）アンケート調査

- ①市民：配布数 2,000 件、回答数 953 件
- ②福祉関係団体：配布数 68 件、回答数 42 件

（2）ヒアリング調査

令和7(2025)年3月
アンケート「福祉関係団体調査」に回答のあった
団体から 10 団体にグループヒアリングの実施

（3）第4次深谷市地域福祉計画 検討委員会（庁内委員会）

令和6(2024)年度：2回実施
令和7(2025)年度：3回実施

（4）深谷市地域福祉計画策定委員会 深谷市地域福祉活動計画策定委員会 （外部委員会）

令和6(2024)年度：2回実施
令和7(2025)年度：4回実施

（5）パブリックコメント

2件